



2019年8月22日

記者クラブ 各位

静岡市葵区鷹匠一丁目1番1号
静岡鉄道株式会社

県内民間企業初！

静岡不動産の「静岡を元気にプロジェクト」が
国土交通省「消費者の相談体制の整備事業」
に採択されました！！

〈メインキービジュアル〉



静岡鉄道株式会社（本社：静岡市葵区鷹匠、取締役社長：今田智久）の不動産事業「静岡不動産」では、国土交通省の「住宅ストック維持・向上促進事業」の対象事業のひとつ「消費者の相談体制の整備事業」に、『静岡を元気にプロジェクト』を申請し、このたび支援事業として採択されました。県内民間企業では初の採択となります。

国土交通省は、消費者の住生活に関するニーズが多岐にわたり、その動機や解消方法がさらに多様化すると予想される中、これらのニーズを一元的に受け、適切に対応できる体制が少ないことから、これらの体制整備に取り組む事業を支援しています。

このたび当社では、『静岡を元気にプロジェクト』と銘打って、静岡にお住まいの皆さまの住生活に関するニーズを一元的に受け付け、複数の専門家が連携し、多様な消費者ニーズに対する的確に助言・提案を行うサポート体制を整えるプロジェクトを立ち上げました。住まいに関する総合的な相談窓口である店舗「静岡不動産 住まいの情報ライブラリー」を、一元化された窓口と位置付け、今後、体制の整備に取り組んでまいります。また、専門家によるセミナーや、住生活に関するイベントなどを開催して、本事業への取り組みを知っていただくとともに、より気軽に相談いただける機会の創出にも努めてまいります。

静岡不動産では、これまでも経済産業省のおもてなし規格認証「金認証」の取得や、藤枝市においては「空き家ゼロにサポーター※」に認定されるなど、住まいや暮らしに関するお悩みや日頃の疑問にお応えする相談窓口として、関係各所との連携を図ってまいりました。

今後も、本県における少子高齢化・人口減少・空き家増加などのさまざまな社会課題の解決に向けた取り組みを積極的に行い、静岡グループの総合力を活かして、「持続可能な開発目標(SDGs)」が定める「住み続けられるまちづくりを」の実現を目指すとともに、本事業への取り組みにより、年間1000件の住生活に関する相談受付を目指してまいります。

この件のお問い合わせは下記へお願いいたします

総務部 広報・ブランディング課

☐ 直通電話 : 054-254-5129

☐ Eメール : stksoumu@shizutetsu.co.jp

■消費者の相談体制の整備事業 採択概要

対象事業	静岡を元気にプロジェクト
所管省庁	国土交通省
認定期間	2019年7月～2020年1月
事業内容	住生活に関するニーズを一元的に受け付け、複数の専門家が連携し、多様な消費者ニーズに対して的確に助言・提案を行うサポート体制の整備
対象店舗	・静鉄不動産 住まいの情報ライブラリー 草薙店 ・静鉄不動産 住まいの情報ライブラリー 静岡南店 ・静鉄不動産 住まいの情報ライブラリー 藤枝店 ・静鉄不動産 住まいの情報ライブラリー 静岡店（本年5月移転リニューアル） ※いずれの店舗も、おもてなし規格認証「金認証」取得済み

■セミナーのご案内 ※別紙チラシ参照

現時点で開催が確定しているセミナーのご案内です。今後もすべての店舗で開催を予定しています。

- 日時 2019年8月31日（日）
- 会場 住まいの情報ライブラリー静岡店（静岡市葵区鷹匠1丁目12番15号）※駐車場完備
- 内容 10:00～10:50 ワークショップ（ハーバリウムづくり）
11:00～12:00 「親子で考える相続対策セミナー」講師：税理士 風岡範哉氏
12:00～14:00 個別相談会
- 参加費 無料
- 問合せ 0120-545-277（受付時間9:00～17:45（土日祝除く））

※藤枝市空き家ゼロにサポーター

藤枝市にて、2018年3月に「藤枝市空き家等対策計画」を策定し、民間事業者との連携による空き家対策への取り組みの一つとして「空き家ゼロにサポーター」を新設。当社では「静鉄不動産 住まいの情報ライブラリー藤枝店」がサポーター認定され、不動産に関する専門知識の提供、空き家対策セミナーや空き家利用希望者への物件情報の提供により、空き家の利活用・流通促進を行っている。

○住宅ストック維持・向上促進事業

- ②消費者の相談体制の整備事業
- ③リフォームの担い手支援事業

②消費者の相談体制の整備事業

- 消費者の住生活に関するニーズは、リフォームの設計・施工のほか、点検、維持補修、賃貸、売買、資金調達、介護、移住、同居・近居に関するものなど多岐にわたり、その動機やきっかけ、解消方法も多様。一方で、これらのニーズを一元的に受け付け、適切に対応できる体制はなく、相談を受けた主体がその限られた専門領域で対応し、ニーズが十分解消されない等のケースがある。
- 過年度より整備してきた消費者相談窓口の機能をさらに充実する観点から、住宅に関するニーズを一元的に受け付け、複数の専門家が連携し、多様な消費者のニーズに対して的確に助言・提案を行うサポート体制の整備に対し支援を行い、住生活に関するニーズを満たすとともに、住生活に関する潜在需要を掘り起こし、市場の活性化を図る。

【補助対象・補助率・補助上限】

- (1) サポート体制の検討・整備・普及に要する経費【定額】
- (2) サポート体制の実施に要する経費【定額】

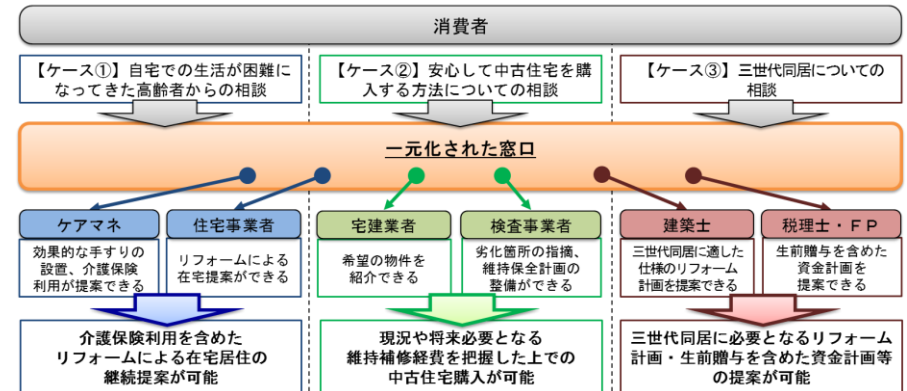
【事業主体】

住宅の関係主体が参画する協議会
(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター 等

【要件】

- ・ 補助期間終了後も持続的に実施できる見込みがあること

<一元化された窓口を通じた専門家の連携サポートイメージ>



③リフォームの担い手支援事業

- リフォーム事業者の資格や施工実績、依頼者の評価等の情報を提供し、トラブル対応等に備えた第三者委員会を設置する等、消費者が安心して事業者を選択できるウェブサイトの整備に対する支援を行う。

【補助対象・補助率・補助上限】

- (1) ウェブサイトを整備・運営する取組への支援【上限2000万円/件】
 - ・ 第3者委員会の設置運営等に係る経費【定額】
 - ・ システム整備費【2/3】
- (2) リフォーム事業者が情報掲載するリフォームプランの作成等経費【定額、10万円/事業者】

【事業主体】

民間事業者等

【要件】

- ・ 補助期間終了後も持続的に実施できる見込みがあること